

# 理事会・評議員会の開催の手続きと様式例

## 目次

### 【理事会】

1	権限	1
2	理事会の開催	1
	(1)開催の時期	1
	(2)招集 (3)招集手続き(通知)の省略	2
3	決議	2
	(1)理事会の成立要件	2
	(2)理事会の決議 (3)理事会の決議事項 (4)決議の省略	3
	(5)報告の省略	4
4	議事録	5

### 【評議員会】

1	役割・位置づけ	7
2	権限	7
3	評議員会の開催	8
	(1)開催の時期 (2)招集 (3)評議員会招集までの流れ	8
	(4)招集手続き(通知)の省略	9
4	決議	9
	(1)評議員会の成立要件	9
	(2)評議員会の決議	9
	(3)評議員会の特別決議 (4)決議の省略 (5)報告の省略	10
	(6)決議(報告)の省略の流れ	11
5	議事録	11
◎	様式例一覧	13

※本手引きの略称は次のとおり

法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）

規則：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年号外法律第48号）

~~~~~：事務連絡「2理事会・評議員会の開催時によくある事務誤りについて」の関連箇所

# 理事会

## 1 権限

(1) 全ての業務執行の決定（法第 45 条の 13 第 2 項第 1 号）

法人の業務執行の決定を理事長に委任することは可能だが、法人運営に関する重要な事項及び理事（特に理事長や業務執行理事）の職務の執行の監督に必要な事項等については、理事会で決定し、理事長等にその権限を委任することはできない。（法第 45 条の 13 第 4 項）

◆理事会で決議しなければならない事項（理事に委任することができない事項）

<法第 45 条の 13 第 4 項各号>

- ①重要な財産の処分及び譲受け
- ②多額な借財
- ③重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤内部管理体制の整備
- ⑥役員等の損害賠償責任の一部免除

(2) 理事の職務執行の監督（法第 45 条の 13 第 2 項第 2 号）

(3) 理事長の選定及び解職（法第 45 条の 13 第 2 項第 3 号及び同条第 3 項）

《理事への権限の委任》

理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程または個別の決議によって行うことができ、法令上必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため規程等で定めておくこと。

なお、理事に委任することができない上記事項のうち、①「重要」な財産、②「多額」の借財、③「重要な役割」を担う職員、④「重要な組織」の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定すべきもの

## 2 理事会の開催

(1) 開催の時期

- ・必要に応じて随時（法律上の開催時期の定めなし）

ただし、理事長又は業務執行理事は、3 月に 1 回以上、自己の職務の執行状況の報告義務あり。

→ 「3 月に 1 回以上」は、定款で定めることで「毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上」とすることが可能

## (2) 招集

- ・ 招集権者：各理事（法第 45 条の 14 第 1 項）

〔ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集権者 → 定款で「理事長」としている法人が多数。〕

- ・ 招集権を持たない理事（特定の理事を招集権者と定めた場合はそれ以外の理事）
  - ア 単独で招集を請求することができる。（法第 45 条の 14 第 2 項）
  - イ 招集権を持つ理事が請求に応じない場合には、請求した理事自ら理事会を招集できる。（法第 45 条の 14 第 3 項）
- ・ 通知：開催日の 1 週間前（中 7 日）までに各理事及び監事に対して招集の通知を發出。（法第 45 条の 14 第 9 項により準用される一般法人法第 94 条第 1 項）

## (3) 招集手続き（通知）の省略

- ・ 理事の全員の同意があるときは、招集通知を發出せずに理事会を開催することができる。（法第 45 条の 14 第 9 項により準用される一般法人法第 94 条第 2 項）  
→各理事への招集通知を省略することができる。
- ・ 同意の取得・保存について法令上の制限はないが、法人で理事及び監事の全員が同意書を提出することとする。又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、書面若しくは電磁的記録により何らかの形で保存できるようにしておくこと。

## 3 決議

### (1) 理事会の成立要件

- ・ 必要な数の理事が出席し、必要な数の過半数の賛成が必要。（法第 45 条の 14 第 4 項、第 5 項）  
→決議に必要な出席者数（定足数）は議決に加わることのできる理事の過半数であり、決議に必要な賛成数は、出席した理事の過半数となる。

#### 【議決に加わることができない理事（特別の利害関係）】

○議決に加わることができない理事とは



- 決議について法人に対する忠実義務（法第 45 条の 16 第 1 項）を履行することが困難と認められる利害関係を意味するもの。
  - ・ 理事の競業取引（→理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと。）
  - ・ 利益相反取引（→理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと。）の承認（法第 45 条の 16 第 4 項により準用される一般法人法第 84 条第 1 項）
  - ・ 理事の損害賠償責任の一部免除の決議（法第 45 条の 20 第 1 項により準用される一般法人法第 114 条第 1 項（法人の定款に規定がある場合に限る。）

#### 【確認の記録】

原則として議事録。次のような場合に限っては、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はなく、決議に利害関係がある理事がいない場合は、議事録の記載も不要。

- ・理事会の招集通知と併せて、当該理事会の議案に対し特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した場合
- ・理事の職務の執行に関する規程で、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合届け出なければならないことを定めている場合

## (2) 理事会の決議

### ①認められない議決権の行使

- ・書面又は電磁的方法による議決権の行使
- ・代理人又は持ち回りによる議決権の行使

### ②決議

議決に加わることができる理事の過半数の出席、その過半数の賛成をもって行う。

(法第45条の14第4項)

## (3) 理事会の決議事項

- ・評議員会の日時、場所及び議題・議案の決定
- ・理事長、業務執行理事の選定及び解職
- ・重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・競業及び利益相反取引の承認
- ・計算書類及び事業報告等の承認
- ・役員、会計監査人に対する補償契約及び役員、会計監査人のために締結される保険契約の内容の決定
- ・役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）
- ・その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）

## (4) 決議の省略

- ・理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該事案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べたときは除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条）

→理事会を開催することなしに、理事会の決議があったものとするができる。

→理事会の決議が省略されたことが理事会議事録の記載事項となり（規則第2条の17第4項第1号）、理事の全員の意思表示を記す書面又は電磁的記録は、決議があったとみなされた日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。（法第45条の15第1項）

→同意があったことが確認できる書面又は電磁的記録の保存が必要

＜留意事項＞

- ・決議の省略に関する定款の定めがある場合に限る。
- ・監事が当該提案に異議を述べた場合成立しない。監事から事前に意義がない旨の確認の書面を徴収することが望ましい。

## (5) 報告の省略

- ・理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合、当該事項を理事会へ報告することを要しない。（法第45条の14第9項に準用される一般法人法第98条第1項）

⇒競業又は利益相反取引をした理事の当該取引に関する報告（法第45条の16第4項に準用される一般法人法第92条第2項）などが報告を省略できる。

### 【職務の執行状況報告】

理事長及び業務執行理事は、理事会において、3か月に1回以上職務執行状況についての報告が必要。なお、この報告の回数は定款の相対的記載事項のため、毎年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることができる。（法第45条の16第3項）



上記報告は、「報告の省略」が適用されず、**必ず実際に開催された理事会（決議の省略によらない理事会）において報告を行う必要がある。**（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第2項）

### ★「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上」の考え方

定款で理事長及び業務執行理事の報告を「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上」と定めた場合、同一の会計年度の中では理事会の間隔が4か月を超えていることが必要であるが、会計年度をまたいだ場合、前回理事会から4か月を超える間隔が空いていなくても差し支えない。

例えば、定款の定めに基づき、理事会を毎会計年度6月と3月に開催している場合、3月と6月の理事会の間隔が4か月を超えてはいないが、会計年度をまたいでいるため、当該間隔が4か月を超えていなくても差し支えない。

## 4 議事録

- ・ 理事会は、法人の業務執行の決定等法人運営に関する重要な決定を行うものであり、評議員や債権者が閲覧等を行えるよう、議事録は理事会の日から10年間、書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置く必要がある。(法第45条の15第1項)
- ・ 理事会の決議を省略した場合は、理事全員の同意の意思表示を記録若しくは記録した書面又は電磁的記録を理事会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置く必要がある。(法第45条の15第1項)

### 理事会の議事録記載事項

★開催された理事会の内容に関する議事録の記載事項（規則第2条の17第3項）

①理事会が開催された日時・場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。）

②理事会の議事の経過の要領及びその結果

⇒理事会に参加した理事であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される（法第45条の14第8項）ことから、議事録に決議に関する各理事の賛否を正確に記載する必要がある。

⇒＜議事録の推定力＞

ある理事会決議に基づく行為により法人又は第三者に損害が生じた場合は、理事が損害賠償責任を負うこととなるが、たとえ理事会当日に反対の意思を表明したとしても、議事録にその旨が記載されていない場合は、当日決議に賛成したものと推定される。

③決議を要する事項に特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

④理事長が定款の定めにより議事録署名人としている場合（法第45条の14第6項）は、理事長以外の出席した理事の氏名

⑤理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称（監査法人の場合）

⑥議長の氏名（議長が存する場合に限る）

⑦理事会が次のいずれかに該当するときはその旨

i) 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの（法第45条の14第2項）

ii) 招集権者以外の理事が招集したもの（法第45条の14第3項）

iii) 監事が招集を請求したことにより招集されたもの（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第2項）

iv) 監事が招集したもの（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第3項）

⑧次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

i) 競業又は利益相反取引を行った理事による報告（法第45条の16第4項により

準用される一般法人法第 92 条第 2 項)

- ii) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるときは、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告（法第 45 条の 18 第 3 項により準用される一般法人法第 100 条)
- iii) 理事会において、監事が必要があると認めた場合に行う監事の意見（法第 45 条の 18 第 3 項により準用される一般法人法第 101 条第 1 項)
- iv) 補償契約に基づく補償した理事及び当該補償を受けた理事による報告（法第 45 条の 22 の 2 により準用される一般法人法第 118 条の 2 第 4 項)

★理事会の決議を省略した場合の議事録の記載事項（規則第 2 条の 17 第 4 項第 1 号)

- ①理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ②①の事項を提案した理事の氏名
- ③理事会の決議があったものとみなされた日
- ④議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

★理事会への報告を省略した場合の議事録の記載事項（規則第 2 条の 17 第 4 項第 2 号)

- ①理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ②理事会への報告を要しないものとされた日
- ③議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

**理事会の議事録記載事項**

- ・議事録は、真正性を確保するため、出席者の署名又は記名押印に関する規定が設けられている。
- ・出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印が必要とされているが、定款で定めることにより、「出席した理事長及び監事」とすることができる。（法第 45 条の 14 第 6 項)

## 評議員会

### 1 役割・位置づけ

- 諮問機関 ⇒ 重要事項の議決機関
- 法人の基本ルール・体制を決定
- 理事・監事の選任・解任を通じ事後的に法人運営を監督

### 2 権限

法人の業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うため、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定。(法第45条の8第2項)  
法において評議員会の決議を必要としている事項について、評議員会以外の機関で決定することができる内容とする定款の定めは無効。(法第45条の8第3項)

(1) 決議事項 ((2)の事項に限り決議ができる)

(2) 法定事項

- ・ 理事、監事、会計監査人の選任 (法第43条)
- ◆ 理事、監事、会計監査人の解任 (法第45条の4第1項及び第2項)
- ・ 理事、監事の報酬等の決議 (理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条)
- ◆ 理事等の責任の免除 (全ての免除：法第45条の22の2で準用する一般法人法第112条 (※総評議員の同意が必要)、一部の免除：第113条第1項)
- ・ 計算書類の承認=決算の承認 (法第45条の30第2項)
- ・ 役員報酬等基準の承認 (法第45条の35第2項)
- ◆ 定款の変更 (法第45条の36第1項)
- ◆ 法人解散の決議 (法第46条第1項第1号)
- ◆ 法人の合併の承認 (吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2第1項、法人新設合併：法第54条の8)
- ・ 社会福祉充実計画 (新規及び変更) の承認 (法第55条の2第7項)

◆は、法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない事項 (特別決議)

(3) 定款記載事項

- ・ 基本財産の処分
- ・ 事業計画、収支予算の承認 など

### 3 評議員会の開催

#### (1) 開催の時期

- ・ 定時評議員会：会計年度終了後一定の時期に招集義務  
※実際には、毎年6月30日までに招集する必要がある。
- ・ (臨時) 評議員会：必要に応じていつでも招集可能

#### (2) 招集

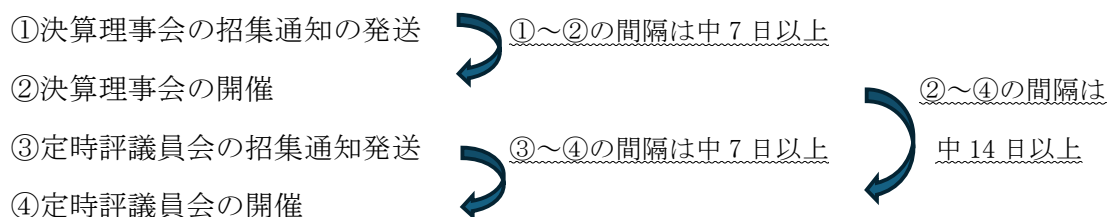
- ・ 招集権者：各理事
- ・ 開催をするにあたり理事会の決議が必要

※理事会の決議により定めなければならない事項⇒招集通知に記載しなければならない事項（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項）

- ①評議員会の日時及び場所
- ②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項
- ③評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨。規則第2条の12）

#### (3) 評議員会招集までの流れ

##### ■決算理事会→定時評議員会

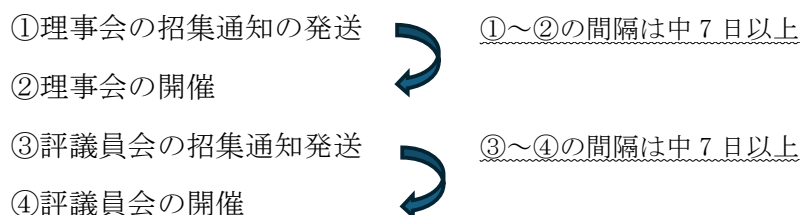


※計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定（法第45条の32第1項）との関連から、定時評議員会開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔が必要。

##### 《参考：必要日数の考え方》

社会福祉法で定められている必要日数は（招集通知の期限、計算書類の備置き期間等）は、民法初日不算入の考えを基準とする。

##### ■その他の理事会→評議員会



#### (4) 招集手続き（通知）の省略

- ・評議員の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。（法第 45 条の 9 第 10 項により準用される一般法人法第 183 条）  
→各評議員への招集通知を省略することができる。
- ・評議員会の日時等の招集に関する理事会の決議を省略することはできないため注意。  
また、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要。

## 4 決議

### (1) 評議員会の成立要件

- ・議決に加わることができる評議員の過半数の出席が必要（法第 45 条の 9 第 6 項）  
→当該決議に特別の利害関係を有する評議員（法第 45 条の 9 第 8 項）は含まれないため、当該特別の利害関係を有する評議員の存否をその決議を行う前に、法人が各評議員に確認をしておく必要がある。

#### 【議決に加わることができない評議員（特別の利害関係）】

○議決に加わることができない評議員とは



○決議について特別の利害関係を有する評議員

→評議員がその決議について、法人に対する善管注意義務（法第 38 条、民法第 644 条）を履行することが困難と認められる利害関係を意味するもの。

#### 【確認の記録】

原則として議事録。次のような場合に限っては、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はなく、決議に利害関係がある評議員がいない場合は、議事録の記載も不要。

- ・評議員会の招集通知と併せて、当該評議員会の議案に対し特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した場合
- ・評議員の職務の執行に関する規程で、評議員が評議員会の決議事項と特別の利害関係を有する場合届け出なければならないことを定めている場合

### (2) 評議員会の決議

#### ①認められない議決権の行使

- ・書面又は電磁的方法による議決権の行使
- ・代理人又は持ち回りによる議決権の行使

#### ②普通決議

議決に加わることができる評議員の過半数の出席、その過半数の賛成をもって行う。

（法第 45 条の 9 第 6 項）

### ③特別決議

議決に加わることができる評議員の3分の2以上の賛成をもって行う。

(法第45条の9第7項)

### (3)評議員会の特別決議（上記2(2)再掲）

- ◆理事、監事、会計監査人の解任
- ◆理事等の責任の免除
- ◆定款の変更
- ◆法人の解散
- ◆法人の吸収合併契約の承認
- ◆法人の新設合併契約の承認

### (4)決議の省略

- ・理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該事案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことができる。(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項)

→評議員会を開催することなしに、評議員会の決議があったものとすることができる。

→同意があったことが確認できる書面又は電磁的記録の保存が必要。

- ・評議員会の決議の省略は法で規定されているため定款で定めがなくても可能。

#### 〈留意事項〉

- ・議題は、招集する場合と同様に、あらかじめ理事会で決議する必要がある。
- ・定時評議員会でも適用は可能だが、評議員会の形骸化を招くおそれがあるため、災害等のやむを得ない場合以外は望ましくない。

### (5)報告の省略

- ・理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会へ報告があったものとみなすことができる。(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第195条)

→通常は、評議員会を開催したうえで報告をしなければならないところ、開催することなしに、評議員会への報告があったものとするすることができる。

→同意があったことが確認できる書面又は電磁的記録の保存が必要。

## (6) 決議（報告）の省略の流れ（理事会・評議員会ともに決議（報告）の省略で行う場合）

### ■理事会→評議員会

- ①理事会の決議（報告）の省略に関する提案書の発送
- ②全理事・全監事から同意書、確認書の受領（決議があったとみなされた日）
- ③評議員会の決議（報告）の省略に関する提案書等の発送
- ④全評議員から同意書の受領（決議があったとみなされた日）

### ■決算理事会→定時評議員会の流れ（やむを得ない場合）

- ①決算理事会の決議（報告）の省略に関する提案書等の発送
- ②全理事・全監事から同意書、確認書の受領（決議があったとみなされた日）

※②～③の間隔は必ずしも中 14 日以上空けなくてもよい  
→定時評議員会を開催する場合、決算書類を「定時評議員会の日」の 2 週間前  
の日」から 5 年間備置く必要があるが、定時評議員会を決議（報告）の省  
略で行う場合は、備置き期間の起算点が「提案があった日（③の提案書の  
日付）」となるため

- ③定時評議員会の決議（報告）の省略に関する提案書等の発送
- ④全評議員から同意書の受領（決議があったとみなされた日）

※決議があったとみなされた日とは、最後に同意書及び確認書を受領した日（確認した日）となる。

## 5 議事録

- ・評議員会は、法人の基本的事項についての決議を行う機関であり、その議事内容は法人にとって重要な資料であるため、法人は評議員会の決議の内容等を記録した議事録を作成（法第 45 条の 11 第 1 項）、評議員及び債権者が閲覧できるようにすることが義務付けられている。（法第 45 条の 11 第 4 項）
- ・記載されている全ての事項は、評議員や債権者等が、その関係書類と併せて内容の確認ができるよう明確に記載する方法でなければならない。
- ・評議員会の議事録は、法令に基づき書面又は電磁的記録により作成され、必要事項が記載されていること（規則第 2 条の 15）、評議員会の日から法人の主たる事務所に 10 年間、従たる事務所に 5 年間備え置く必要がある。（法第 45 条の 11 第 2 項、第 3 項）
- ・評議員会の決議が省略された場合は、同意の意思表示の書面又は電磁的記録が法人の主たる事務所に決議があったとみなされた日から 10 年間備え置く必要がある。（法第 45 条の 9 第 10 項により準用される一般法人第 194 条第 2 項）

## 評議員会の議事録記載事項

### ★開催された評議員会の内容に関する議事録の記載事項（規則第2の15第3項）

- ①評議員会が開催された日時・場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。）
- ②評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- ⑤評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
- ⑥議長の氏名（議長が存する場合に限る）
- ⑦議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  
⇒※議事録署名人と混同しないようにすること。

### ★評議員会の決議を省略した場合の議事録の記載事項（規則第2条の15第4項第1号）

- ①決議を省略した事項の内容
- ②決議を省略した事項の提案をした者の氏名
- ③評議員会の決議があったものとみなされた日
- ④議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

なお、この場合は、全評議員の意思表示の書面又は電磁的記録を事務所に備え置くだけでなく、内容について議事録に記録しなければならない。

### ★理事の評議員会への報告を省略した場合の議事録の記載事項（規則第2条の15第4項第2号）

- ①評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- ②評議員会への報告があったものとみなされた日
- ③議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示に係る書面等を事務所に備え置く必要はない。

## 様式例集一覧

### ◆理事会

- ・ 様式例 1\_招集通知【理事会】
- ・ 様式例 2\_議事録【理事会】
- ・ 様式例 3\_理事会招集手続の省略の提案書
- ・ 様式例 4\_理事会招集手続の省略の同意書
- ・ 様式例 5・6\_理事会決議の省略の提案書
- ・ 様式例 7\_理事会決議の省略の同意書（理事）
- ・ 様式例 8\_理事会決議の省略の確認について（監事）
- ・ 様式例 9\_理事会決議の省略の確認書（監事）
- ・ 様式例 10\_理事会決議の省略の議事録

### ◆評議員会

- ・ 様式例 11\_招集通知【評議員会】
- ・ 様式例 12\_議事録【評議員会】
- ・ 様式例 13\_評議員会招集手続の省略の提案書
- ・ 様式例 14\_評議員会招集手続の省略の同意書
- ・ 様式例 15\_評議員会決議の省略の提案書
- ・ 様式例 16\_評議員会決議の省略の同意書
- ・ 様式例 17\_評議員会決議の省略の議事録

**様式例 1 招集通知【理事会】**

令和〇年〇月〇日

理事・監事 各位

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇〇〇

令和〇年度第〇回理事会の開催について

標記理事会について、下記により開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご出席くださいますようお願いいたします。

なお、社会福祉法第 45 条の 14 第 5 項の規定により、決議事項に特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができないこととなっているため、今回審議する議案に該当するものがございましたら、事前に事務局にお申し出ください。

記

1 日 時

令和〇年〇月〇日（〇曜日） 〇時〇分から〇時〇分まで（予定）

2 場 所

社会福祉法人〇〇会法人本部 会議室

3 議題・議案

(1) 決議事項（議案書は別添のとおり）

第 1 号議案 令和〇年度事業報告及び令和〇年度計算書類等の承認の件

第 2 号議案 次期役員候補者の件

第 3 号議案 定款変更の件

第 4 号議案 定時評議員会の招集の件

(2) 報告事項

報告第 1 号 理事長及び業務理事の職務執行状況の報告

報告第 2 号 社会福祉充実計画の進捗状況について

4 その他

会議定足数の確認のため、欠席される場合は、令和〇年〇月〇日までにご連絡ください。

**【法人事務局連絡先】**

社会福祉法人〇〇会法人本部（担当 〇〇）

〒950-××××

新潟市△△区……………

TEL：025-×××-××××

E-mail：

**※議案が決まっていない場合には、決まっていないことを記載します。**

様式例 2 議事録【理事会】

社会福祉法人〇〇会 第〇回理事会議事録

- 1 開催日時 令和〇年〇月〇日（〇曜日） 午後〇時〇分から午後〇時〇分まで
- 2 開催場所 社会福祉法人〇〇会法人本部 会議室
- 3 出席者 出席理事 5名（総数6名） ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○  
○○○○  
監事 2名（総数2名） ○○○○ ○○○○  
事務局（3名） 事務局長 ○○○○ 事務局次長 ○○○○  
○○保育園園長 ○○○○
- 4 欠席者 理事 ○○○○ 監事 なし
- 5 議長 理事長 ○○○○
- 6 決議に特別の利害関係を有する理事 該当者なし
- 7 議題・議案

(1) 決議事項

- 第1号議案 令和〇年度事業報告及び令和〇年度計算書類等の承認の件
- 第2号議案 次期役員候補者の件
- 第3号議案 定款変更の件
- 第4号議案 定時評議員会の招集の件

(2) 報告事項

- 報告第1号 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告
- 報告第2号 社会福祉充実計画の進捗状況について

8 理事会の議事の経過の要領及びその結果

午後〇時〇分、理事総数6名のところ5名の出席により、本日の理事会が定款に定める定足数を満たし、有効に成立していることを確認後、出席理事の互選により議長の選出を行い、〇〇理事長が議長に就任した。

また、事務局より、理事会の招集通知において、決議事項に特別の利害関係を有する理事が存するかを確認した結果、本日の議案について該当する理事はいない旨が報告された。

(1) 第1号議案 令和〇年度事業報告及び令和〇年度計算書類等の承認の件

理事長及び事務局より、令和〇年度事業報告書（案）及び令和〇年度決算報告書（計算書類・財産目録・決算附属明細書）（案）について説明があった。

また、〇〇監事及び〇〇監事から監事監査報告書に基づき、監事監査の結果について、説明があった。

本件の審議に際し、次のとおり、質問意見が述べられた。

- ・〇〇理事 . . . . .

・事務局長 . . . . .

議長が本件議案の承認について、議場に諮ったところ、出席理事全員異議なく、原案のとおり承認可決された。

(2) 第2号議案 次期役員候補者の件

事務局より、評議員会に諮る議案として、議案資料「次期役員候補者名簿(案)」に基づき説明があり、事務局案として、理事5名と監事2名を重任とし、理事1名を新任の候補者としたこと及び新任の理事候補者〇〇〇〇氏の経歴について説明があった。

また、事務局より、監事の選任に関する議案については現監事の過半数以上の同意が必要とされている旨を説明したところ、〇〇監事及び〇〇監事から、議案資料の監事候補者に同意する旨の発言があった。

本件の審議に際し、次のとおり、質問意見が述べられた。

・〇〇理事 . . . . .

議長が本件議案の承認について、議場に諮ったところ、出席理事全員異議なく、原案のとおり承認可決された。

(3) 第3号議案 定款変更の件

理事長より、評議員会に諮る議案として、議案資料「定款変更認可申請書(案)」により、令和〇年〇月〇日の第〇回理事会において承認された〇〇〇園の保護者送迎用駐車場のために取得した以下の土地を基本財産に追加する定款変更について説明があった。

(追加する基本財産)

新潟市〇区〇〇〇所在の〇〇〇園敷地(〇〇〇㎡)

議長が本件議案の承認について、議場に諮ったところ、出席理事全員異議なく、原案のとおり承認された。

(4) 第4号議案 定時評議員会の招集の件

事務局より、議案資料「第〇回評議員会招集通知(案)」に基づき、事務局案として、評議員会を下記のとおり開催したい旨の説明があった。

日時 令和〇年〇月〇日(〇曜日) 〇時〇分から〇時〇分まで(予定)

場所 社会福祉法人〇〇会法人本部 会議室

議題 報告事項

- (1) 令和〇年度事業報告の件
- (2) 社会福祉充実計画の進捗状況について

決議事項

- (1) 令和〇年度計算書類・財産目録の承認の件
- (2) 理事6名及び監事2名の選任の件
- (3) 定款変更の件

議案の概要 本理事会の第1号議案(計算書類及び財産目録の部分に限る。)、第2号議案、第3号議案のとおり

議長が本件議案の承認について、議場に諮ったところ、出席理事全員異議なく、原案のと

おり承認された。

(5) 報告第1号 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告

理事会への報告事項として、報告資料に基づき、〇〇理事長及び〇〇業務執行理事から、それぞれの担当職務の執行状況について説明がありこれを了承した。

- ・理事長専決事項（〇〇契約・人事異動等）について
- ・令和〇〇年度社会福祉法人及び私立〇〇保育園指導監査の結果及び改善報告について

(6) 報告第2号 社会福祉充実計画の進捗状況について

事務局より、昨年度末に提出した社会福祉充実計画の進捗状況について、別添資料のとおり説明がありこれを了承した。

以上をもって、議事の全部を終了し、議長は〇時〇分閉会を宣した。

上記、議事の明確を期し、議事録署名人は次のとおり記名押印する。

令和〇年〇月〇日

議事録署名人

理事長      〇〇〇〇    印

監事        〇〇〇〇    印

監事        〇〇〇〇    印

○議事録には、出席した理事（定款で出席した理事長とする定めがある場合には理事長）及び監事が署名し、又は記名押印しなければなりません（法45条の14第6項）。

○定款で議事録署名者を当該理事会に出席した理事長と定めた場合は、理事長が欠席した理事会の議事録には、出席した理事全員の署名又は記名押印が必要になります。なお、監事が欠席した場合は新たに署名人を選ぶ必要はありません。

**様式例 3 理事会招集手続の省略の提案書**

令和〇年〇月〇日

理事各位  
監事各位

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇〇〇

**提 案 書**

令和〇年〇月〇日（〇曜日）開催の理事会は、社会福祉法第45条の14第9項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条の規定に基づき、招集手続を省略して行いたいと存じますので、招集手続の省略にご同意いただける場合は、別紙「同意書」に署名押印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

**様式例 4 理事会招集手続の省略の同意書**

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇〇〇 様

同 意 書

私は、社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 94 条第 2 項の規定（理事会の招集手続省略）に従って、招集の手続を経ることなく、下記のとおり理事会を開催することに同意します。

記

1 日 時 令和〇年〇月〇日 〇時〇分から〇時〇分まで（予定）

2 場 所 社会福祉法人〇〇会法人本部 会議室

3 議題・議案

（1）報告事項 〇〇年度事業報告の件

（2）決議事項 第 1 号議案 〇〇年度決算承認（計算書類・財産目録の承認）の件  
第 2 号議案 定款変更の件

以 上

令和 年 月 日

理事（監事）

印

**【補足】**

- ・ 招集通知の省略をする場合は理事・監事全員の同意が必要です。
- ・ 本様式は、役員改選時の定時評議員会直後の理事長選定の理事会にも使えます。（その際には、理事長が未選定のため宛先は理事長ではなく、法人宛にしてください。）

理事各位

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇〇〇

提 案 書

社会福祉法第45条の14第9項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条（理事会の決議の省略）及び定款第〇条の規定に基づき、理事会を開催せずに理事会の決議の省略を行いたく、理事会の決議の目的である事項について、下記1のとおり提案いたします。

つきましては、下記の提案事項にご同意いただける場合は、別添「同意書」に署名押印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

1 提案事項

第1号議案 評議員候補者1名推薦の件

〇〇〇〇氏を評議員候補者として評議員選任・解任委員会に推薦すること。  
（同氏の略歴は別添の議案書をご確認ください。）

2 同意書の送付について

令和〇年〇月〇日までにご返送くださいますようお願いいたします。

なお、提案事項について特別の利害関係を有する理事は、提案への同意に加わることができないとされておりますので、同意書にその旨を記載してください。

3 返送先

社会福祉法人〇〇会 法人本部（担当 〇〇）

〒〇〇〇—〇〇〇〇

住所 . . . . .

電話 . . . . .

様式例6 理事会決議の省略の提案書（対理事）（理事1名選任）

令和〇年〇月〇日

理事各位

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇〇〇

提 案 書

社会福祉法第45条の14第9項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条（理事会の決議の省略）及び定款第〇条の規定に基づき、理事会を開催せずに理事会の決議の省略を行いたく、理事会の決議の目的である事項について、下記1のとおり提案いたします。

つきましては、下記の提案事項にご同意いただける場合は、別添「同意書」に署名押印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

1 提案事項

第1号議案 理事候補者の件

〇〇〇〇氏を理事候補者とする事。

第2号議案 評議員会招集の件

評議員会の招集事項を以下のとおり定める事。

- (1) 開催日時 令和〇年〇月〇日（〇） 〇時～〇時
- (2) 開催場所 本会〇〇会議室
- (3) 議題 理事1名選任の件
- (4) 議案の概要

〇〇〇〇氏を理事に選任する事。

2 同意書の送付について

令和〇年〇月〇日までにご返送くださいますようお願いいたします。

なお、提案事項について特別の利害関係を有する理事は、提案への同意に加わることができないとされておりますので、同意書の提出に代えて、その旨をご連絡ください。

3 返送先

社会福祉法人〇〇会 法人本部（担当 〇〇）

〒〇〇〇—〇〇〇〇

住所 . . . . .

電話 . . . . .

様式例7 理事会に関する決議の省略の同意書（理事）（評議員候補者の推薦）

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇〇〇 様

同 意 書

私は、令和〇年〇月〇日付で提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の14第9項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第〇条の規定に従って、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

1 提案事項

第1号議案 評議員候補者1名推薦の件

〇〇〇〇氏を評議員候補者として評議員選任・解任委員会に推薦すること。

2 特別の利害関係の確認

当該提案事項につき、特別の利害関係（利益相反取引など）について以下の欄に記載してください。

| ①いずれかに「○」 | ②「有」の場合：利害関係の内容を記載 |
|-----------|--------------------|
| 有         |                    |
| 無         |                    |

以 上

令和 年 月 日

理事 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

様式例 8 理事会決議の省略にかかる異議の確認について（対監事）

（評議員候補者の推薦）

令和〇年〇月〇日

監事各位

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇〇〇

理事会決議の省略に係る異議の確認について

社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条（理事会の決議の省略）及び定款第〇条の規定に基づき、理事会を開催することなく、下記提案事項について決議の省略を行いたいと存じます。

つきましては、下記の提案事項に異議の有無を確認いたしたく、異議がない場合は、別添「確認書」に署名押印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該提案事項については、理事全員（特別の利害関係を有する者を除く）が同意の意思表示をし、且つ監事全員が異議を述べなかった場合において、理事会の決議があったものとみなされます。

記

1 提案事項

第 1 号議案 評議員候補者 1 名推薦の件

〇〇〇〇氏を評議員候補者として評議員選任・解任委員会に推薦すること。

（同氏の略歴は別添の議案書をご確認ください。）

2 確認書の送付について

令和〇年〇月〇日までにご返送くださいますようお願いいたします。

なお、この提案に異議がある場合は、確認書の提出に代えて、その旨をご連絡ください。

3 返送先

社会福祉法人〇〇会 （担当 〇〇）

〒

住所

電話

【補足】

監事に議決権はありませんが、決議の省略の要件である「監事が当該提案について異議をのべないこと」を確認するもの。

様式例9 理事会決議の省略の確認書（監事）（評議員候補者の推薦）

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇〇〇 様

確 認 書

私は、令和〇年〇月〇日付依頼書により異議の確認依頼がありました下記の理事会決議の省略に関する提案事項について、異議はありません。

記

提案事項

第1号議案 評議員候補者1名推薦の件

〇〇〇〇氏を評議員候補者として評議員選任・解任委員会に推薦すること。  
(同氏の略歴は別添の議案書をご確認ください。)

以 上

令和 年 月 日

監事 \_\_\_\_\_ 印

様式例 10 理事会決議の省略の議事録（評議員候補者の推薦）

社会福祉法人〇〇会 第〇回理事会議事録

令和〇年〇月〇日、理事長〇〇〇〇が、理事の全員に対して理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、また、監事の全員に対して当該提案に対する異議の有無を確認する依頼書を発したところ、当該提案につき、理事の全員から書面により同意の意思表示を得るとともに、監事の全員から書面により異議がない旨の回答を得た。これにより本件については、社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条及び定款第〇条に基づき、理事会の決議の省略により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

記

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案 評議員候補者 1 名推薦の件

〇〇〇〇氏を評議員候補者として評議員選任・解任委員会に推薦すること。

2 上記 1 の事項を提案した理事の氏名

理事長 〇〇〇〇

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和〇年〇月〇日

全員の同意があったことを確認した日

理事の全員（〇名）の同意書及び監事の全員（〇名）の確認書は別添のとおり。

なお、提案した事項について特別の利害関係を有する理事はいなかった。

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長 〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日

議事録作成者

理事長 〇〇〇〇 印

令和〇年〇月〇日

評議員各位

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇〇〇

令和〇年度〇回評議員会（定時評議員会）の開催について

標記評議員会について、下記により開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご出席くださいますようお願いいたします。

なお、社会福祉法第 45 条の 9 第 8 項の規定により、決議事項に特別の利害関係を有する評議員は議決に加わることができないこととなっているため、今回審議する議案に該当するものがございましたら、事前に事務局にお申し出ください。

#### 記

#### 1 日時

令和〇年〇月〇日（〇曜日） 〇時〇分から〇時〇分まで（予定）

#### 2 場所

〇〇区〇〇丁目〇番〇号 社会福祉法人〇〇会法人本部 会議室

#### 3 議題

##### （1）報告事項

令和〇年度事業報告の件

##### （2）決議事項

第 1 号議案 令和〇年度計算書類・財産目録の承認の件

第 2 号議案 理事 6 名及び監事 2 名の選任の件

第 3 号議案 定款変更の件

#### 4 議案の概要

##### （1）第 1 号議案

別添の決算報告書に記載のとおり。

##### （2）第 2 号議案

令和〇年度定時評議員会の終結により、理事 6 名及び監事 2 名の任期が満了にともなう次期役員を選任。理事会より提案させていただく候補者は、別添「次期役員候補者名簿」のとおり。

(3) 第3号議案

令和〇年〇月〇日の第〇回理事会において決定した新規事業である〇〇事業を追加する定款変更の審議。

4 その他

会議定足数の確認のため、欠席される場合は、令和〇年〇月〇日までにご連絡ください。

**【法人事務局連絡先】**

社会福祉法人〇〇会法人本部（担当 〇〇）

〒950-××××

新潟市△△区……………

TEL：025-×××-××××

E-mail：

**【補足】**

（定時評議員会関係）

- ・定時評議員会の場合は、招集通知の送付期限は、原則どおり1週間前までとなりますが、計算書類等の備え置きの関係により、理事会と定時評議員会の間隔を2週間（中14日）以上空ける必要があります。
- ・定時評議員会の招集の際は、原則として、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告を各評議員に対して提供する必要があります。

**様式例 12 議事録【評議員会】**

社会福祉法人〇〇会 令和〇年度第〇回評議員会（定時評議員会）議事録

- 1 開催日時 令和〇年〇月〇日（〇曜日） 午後〇時〇分から午後〇時〇分まで
- 2 開催場所 社会福祉法人〇〇会法人本部 会議室
- 3 出席者 出席評議員 6名（総数 7名）  
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇  
出席理事及び監事 理事長〇〇〇〇 常務理事〇〇〇〇 監事〇〇〇〇〇  
監事〇〇〇〇  
事務局（3名） 事務局長 〇〇〇〇 事務局長 〇〇〇〇  
〇〇保育園園長 〇〇〇〇
- 4 欠席者 評議員（1名） 〇〇〇〇
- 5 議長 評議員 〇〇〇〇
- 6 議事録作成者 〇〇〇〇 《必須記載》
- 7 決議に特別の利害関係を有する評議員 該当者なし

8 議題

（1）報告事項

令和〇年度事業報告について

（2）決議事項

第1号議案 令和〇年度計算書類・財産目録の承認の件

第2号議案 理事6名及び監事2名の選任の件

第3号議案 定款変更の件

9 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

午後〇時〇分、評議員総数7名のところ6名の出席により、本日の評議員会が定款に定める定足数を満たし、有効に成立していることを確認後、出席評議員の互選により〇〇〇〇評議員が議長に就任し、開会を宣し議事に入った。次に、議長は定款に定める議事録署名人として、出席評議員の了承により、〇〇〇〇評議員及び〇〇〇〇評議員が指名された。

また、事務局より、評議員会の招集通知において、決議事項に特別の利害関係を有する評議員が存するかを確認した結果、本日の議案について該当する評議員はいない旨が報告された。

（1）報告事項 令和〇年度事業報告について

〇〇常務理事から、事前に各評議員へ事前提供した令和〇年度事業報告書に基づき説明が行われ、出席評議員全員がこれを了承した。

（2）第1号議案 令和〇年度計算書類・財産目録の承認の件

理事長から、令和〇年度決算報告書に基づき令和〇年度計算書類及び財産目録について説明があった。また、〇〇監事からは監事監査報告書に基づき監事監査の結果について説明があった。

本件の審議に際し、次のとおり、質問意見が述べられた。

・〇〇評議員 . . . . .

議長が本件議案の承認について、議場に諮ったところ、出席評議員全員異議なく、原案のとおり承認可決された。

(3) 第2号議案 理事6名及び監事2名の選任の件

〇〇理事長から、本定時評議員会の終結をもって理事及び監事全員が任期満了となること、理事会が提案する理事及び監事候補者の名簿を本評議員会に提出したこと及び各候補者の略歴について、議案資料「次期役員候補者名簿」により説明があった。

本件の審議に際し、次のとおり、質問意見が述べられた。

・〇〇評議員 . . . . .

続いて、議長が候補者ごとに決議を行った結果、各候補者とも全員の賛成により、以下の者が選任された。

理事 6名 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

監事 2名 〇〇〇〇、〇〇〇〇

(4) 第3号議案 定款変更の件

理事長より、令和〇年〇月〇日の第〇回理事会において決定した新規事業である〇〇事業を定款1条の目的に追加する件について、「定款変更認可申請書(案)」により、説明があった。

議長が本件議案の承認について、議場に諮ったところ、出席評議員全員異議なく、原案のとおり承認可決された。なお、本件は定款変更議案であることから、定款で定める特別決議要件(評議員現在数2/3以上の賛成)を満たしていることも確認された。

以上をもって、議事の全部を終了し、議長は〇時〇分閉会を宣した。

上記、議事の明確を期し、議事録署名人は次のとおり記名押印する。

令和〇年〇月〇日

議事録署名人

議長 〇〇〇〇 印

評議員 〇〇〇〇 印

評議員 〇〇〇〇 印

**様式例13 評議員会招集手続の省略の提案書**

令和〇年〇月〇日

評議員各位

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇〇〇

**提 案 書**

令和〇年〇月〇日（〇曜日）開催の評議員会は、社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第183条の規定に基づき、招集手続を省略して行いたいと存じますので、招集手続の省略にご同意いただける場合は、別紙「同意書」に署名押印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

**様式例 14 評議員会招集手続の省略の同意書**

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇〇〇 様

同 意 書

私は、社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 183 条の規定（評議員会の招集手続省略）に従って、招集の手続を経ることなく、下記のとおり評議員会を開催することに同意します。

記

1 日 時 令和〇年〇月〇日 〇時〇分から〇時〇分まで（予定）

2 場 所 社会福祉法人〇〇会法人本部 会議室

3 議題・議案

（1）報告事項 〇〇年度事業報告の件

（2）決議事項 第 1 号議案 〇〇年度決算承認（計算書類・財産目録の承認）の件  
第 2 号議案 定款変更の件

以 上

令和 年 月 日

評議員 \_\_\_\_\_ 印

**【補足】**

- ・招集通知の省略をする場合は評議員全員の同意が必要です。
- ・定時評議員会は招集通知を省略することは可能ですが、招集通知の補足のとおり、理事会と定時評議員会の間隔は 2 週間（中 14 日）以上空ける必要があるため、開催間隔を早めることはできません。

令和〇年〇月〇日

評議員各位

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇〇〇

### 提 案 書

社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条第 1 項（評議員会の決議の省略）及び定款第〇条の規定に基づき、評議員会を開催せずに評議員会の決議の省略を行いたく、評議員会決議の目的である事項について、下記 1 のとおり提案いたします。

つきましては、下記の提案事項にご同意いただける場合は、別添「同意書」に署名押印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 提案事項

第 1 号議案 〇〇年度決算承認（計算書類・財産目録の承認）の件

〇〇年度決算報告書（計算書類・財産目録）について承認を求めること。

第 2 号議案 定款変更の件

新規事業である〇〇事業を定款の目的に追加するための定款変更を行うこと。

#### 2 同意書の送付について

令和〇年〇月〇日までにご返送くださいますようお願いいたします。

なお、提案事項について特別の利害関係を有する評議員は、提案への同意に加わることができないとされておりますので、同意書にその旨を記載してください。

#### 3 返送先

社会福祉法人〇〇会 法人本部（担当 〇〇）

〒〇〇〇—〇〇〇〇

住所 . . . . .

電話 . . . . .

様式例 16 評議員会決議の省略の同意書（評議員）

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇〇〇 様

同 意 書

私は、令和〇年〇月〇日付で提案のありました下記の事項について、社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条第 1 項及び定款第〇条の規定に従って、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

1 提案事項

第 1 号議案 〇〇年度決算承認（計算書類・財産目録の承認）の件

〇〇年度決算報告書（計算書類・財産目録）について承認を求めること。

第 2 号議案 定款変更の件

新規事業である〇〇事業を定款の目的に追加するための定款変更を行うこと。

2 特別の利害関係の確認

当該提案事項につき、特別の利害関係（利益相反取引など）について以下の欄に記載してください。

| ①いずれかに「○」 | ②「有」の場合：利害関係の内容を記載 |
|-----------|--------------------|
| 有         |                    |
| 無         |                    |

以上

令和 年 月 日

理事 \_\_\_\_\_ 印

様式例 17 評議員会決議の省略の議事録

社会福祉法人〇〇会 令和〇年度第〇回評議員会議事録（定時評議員会）

令和〇年〇月〇日、理事長〇〇〇〇が評議員の全員に対して評議員会の目的である事項について下記の内容の提案書を発したところ、当該提案につき、評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条第 1 項及び定款第〇条に基づき、評議員会の決議の省略により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

上記事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

記

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案 〇〇年度決算承認（計算書類・財産目録の承認）の件

〇〇年度決算報告書（計算書類・財産目録）について承認を求めること。

第 2 号議案 定款変更の件

新規事業である〇〇事業を定款の目的に追加するための定款変更を行うこと。

2 上記 1 の事項を提案した者の氏名

理事長 〇〇〇〇

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和〇年〇月〇日

評議員の全員（〇名）の同意書は別添のとおり。

なお、提案事項について特別の利害関係を有する評議員はいなかった。

全員の同意があったことを確認した日

4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

理事長 〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日

議事録作成者

理事長 〇〇〇〇 印